# 多機能型(複数の事業を組み合わせて実施する場合)の特例

### □ 多機能型とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、 就労継続支援A型及び就労継続支援B型並び児童福祉法に基づく児童発達支援、医療 型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援(以下「指定通所支援」 という。)の事業のうち、2以上の事業を一体的に行うこと(児童福祉法に基づく事業のみ を行う場合を除く)をいう。 □ 多機能型による事業所に係る指定は、多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種 類ごとに行う。

## □ 事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の追加指定が必要。

#### 多機能型とは

\* 一体的な運営の判断基準

同一管理者が事業所の管理を行うことの他、事業所の管理運営方法が次のと おりであること

- ①利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
- ②事務所間で相互支援の態勢があること
- ③事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一 本化されていること
- ④職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
- ⑤人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的で

### (1) 利用定員に関する特例

□ 一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(宿泊型自立訓練の利用定員は除く。) の合計が20人以上である場合は、各事業の利用定員を以下に掲げる人数とすることがで きる。

•生活介護

6人以上

・自立訓練(機能訓練)

6人以上

①利用定員に関する特例

- ・就労移行支援(認定就労移行支援事業所を除く) 6人以上
- •指定通所支援

5人以上

·自立訓練訓練(生活訓練)

6人以上

ただし宿泊型自立訓練と自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合は、 宿泊型自立訓練 10人以上 かつ 自立訓練(生活訓練) 6人以上

- ·就労継続支援A型 10人以上
- ·就労継続支援B型 10人以上

### (2) 職員の員数等に関する特例

① サービス管理責任者 の員数の特例

- □ 多機能型事業者に置くべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、利用者の合計の区分に応じ以下の通りとする。 (ただし、多機能型児童デイサービス事業所を除く)
  - ① 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合 1人以上
  - ② 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合 1人に60を超えて40人を増すごとに1人を加えた数以上。

### (3) 設備の特例

① 設備及び備品

□ サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業 所の設備を兼用することができる。